

津幡町選挙管理委員会告示第16号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙につき、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される同令第53条第1項の規定により、在外投票の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送する日を令和7年7月1日からと定めた。

令和7年7月1日

津幡町選挙管理委員会